

清瀬市立清瀬小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

清瀬市は「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」をスローガンとし、社会を構成するすべての人々が、自他の生命や人権を尊重し、思いやりの心を育むまちづくりを目指しています。

学校においては、すべての教育活動を通して、子供たちに自分や友達のよさに気づき、互いに尊重し合い、支え合う心や、優しさや思いやりをもって接するなどの豊かな心を育成することが大切です。

しかし、昨今、いじめが大きな社会問題となり、これまで、国や都、各学校が様々な対応を重ねてきました。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

こうした中、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

そこで、本校では、学校・家庭・地域社会が連携して、いじめ問題を克服するために、「いじめ防止対策推進法」及び「清瀬市いじめ防止基本方針」をもとに、「清瀬市立清瀬小学校いじめ防止基本方針」を定めることとします。

1 いじめ問題に関する基本的な考え方【いじめの定義は、8 資料（1）参照】

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、いじめは、人間の心の成長の過程で、誰もが行ってしまう危険性のあるものです。見過ごしてしまうことにより、いじめられた子のみならず、いじめている子にとっても、人格の形成にかかる重大な問題となります。

そのため、学校・家庭・地域社会が一体となって、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要です。

いじめ問題への取組にあたっては、学校全体で組織的な対応を進める必要があります。

いじめを根絶するためには、日頃の教育活動を通して、子供たち一人一人の心に響く指導を行い、いじめを生まない土壌づくりのために、すべての教職員が日々実践することが求められます。

2 本校のいじめ防止の基本方針

本校のいじめ防止基本方針

- 1 命を大切にす心の教育の推進
- 2 自尊感情や自己肯定感を高める取り組みの計画的・継続的な実施
- 3 特別支援教育の視点に立った交流および共同学習の充実

3 いじめの未然防止 ～開発的アプローチ～

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめはどの学級にもどの学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、日頃から好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てることが大切です。

本校の具体的な取組

- (1) 人権教育、道徳教育を推進し、自尊感情や自己肯定感を高める授業や学級経営を進めます。
- (2) 通常学級とひばり学級との交流及び共同学習を積極的に行い、児童が互いを尊重し認め合える人間関係や学校風土をつくります。
- (3) すべての児童が授業に参加し活躍できる「分かる授業」「進んで学ぶ授業」作りなど授業改善にかかわる取り組みを積極的に行います。
- (4) インターネットや携帯電話、ゲーム機等を通したいじめを防止するため、批判的思考力を高めるとともに、情報モラル教育を充実させます。
- (5) 「あいさつの清小」を合言葉に、年間を通してあいさつを励行させるとともに、「あいさつ週間」など児童が主体となって取り組む行事を推進し、コミュニケーション力を高めます。

4 いじめの早期発見 ～予防的アプローチ～

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながります。早期発見のために、日頃から子供たちとの信頼関係を築くことが大切です。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいということを認識し、教職員が子供たちの小さな変化を敏感に感じ取り、いじめを見逃さないという能力を向上させることが求められます。

本校の具体的取組

- (1) 定例の校内「いじめ防止対策委員会」を実施したり、週に1回、生活指導夕刻会を実施したりして、児童の情報を共有するとともに指導方法の在り方について共通理解し、全教員が同じ方針で指導にあたる体制をつくります。
- (2) 特別支援教育コーディネーターや都スクールカウンセラー（SC）を中心とした特別支援教育の推進体制、教育相談推進体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築します。
 - ① 定例の特別支援教育委員会では、個に応じた支援や合理的配慮の在り方について検討するとともに、特別支援教育の視点に立った授業改善の在り方について検討します。
 - ② 都のSCと連携し、5年生児童全員とSCとの面談を1学期に実施します。また、教師全員のカウンセリングマインドの向上をめざし、研修を実施します。
- (3) 都教委発行の「いじめ防止教育プログラム」にある、いじめ防止のための【学習プログラム】を活用し、教職員の指導力向上に努めます。
- (4) 児童会を中心に児童が主体的となって、「いじめ防止標語」づくりやルール作り等を行わせ、いじめの防止の意識を高めます。
- (5) 学期1回の定期的なアンケートや緊急時のアンケート等の調査により、児童の実態の正確な把握に努めます。
- (6) 教職員は「あいさつ十一声」を意識してあいさつを行い、児童理解に努めます。

5 いじめの早期対応 ～問題解決的アプローチ～

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。いじめられている子供の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な対応を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

本校の具体的取組

- (1) いじめられた児童への対応
 - ① 児童や保護者アンケートからいじめと確認された場合は、校長の指示のもと、緊急の「いじめ防止対策委員会」を開催し、対応策について素早く検討し実施できる体制を構築します。
 - ② 児童の人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録を正確に作成します。
 - ③ 保護者に対して、事実について正確に説明するとともに、いじめが二度と起こらないような改善策を説明し、ご理解いただくよう努めます。
 - ④ いじめられた児童を守るために、緊急の職員会議を招集し、全教職員が事実を共有し、解決に向けた支援体制が構築できるようにします。
 - ⑤ 養護教諭やSC及びスクールソーシャルワーカー（SSW）、教育相談室、医師等と連携し、速やかにメンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行います。
 - ⑥ 緊急避難として欠席した場合には、学習をするためのプログラムを作成し、学習に遅れが出ないようにします。
 - ⑦ すみやかに家庭訪問を実施し、児童に安心感をもたせます。
 - ⑧ 清瀬市教育委員会に事実関係を報告し、適切な指導が行える体制をつくります。
- (2) いじめた児童への対応
 - ① 正確な事実確認を行い、事実に基づき、いじめは許さないという毅然とした指導を行うとともに、継続的に指導を行い、いじめられた相手の思いや自己の行為について考えさせ、二度といじめを起こさない心情をはぐくむようにします。
 - ② ケースによっては出席停止も視野に入れ清瀬市教育委員会と対応を検討します。
 - ③ いじめた児童本人の言い分を必ず把握するとともにいじめに至った原因や背景を正確に把握し、改善への支援を行います。
 - ④ 家庭にすみやかに連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に

生かすようにします。

(3) 学校としての取組

- ① いじめがあった事実を真摯に受け止め、全教員で学級指導の見直しや授業改善を図りながら、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図ります。
- ② 学校公開を中心に広く学校を開くよう努めるとともに、保護者や地域と課題を共有しながら、いじめのない学校にします。

6 重大事態への対応

万が一重大事態が発生した際には、次のとおり速やかな対応を行います。

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した旨を、清瀬市教育委員会に速やかに報告します。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する、調査委員会（弁護士、精神科医、SC、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門的知識を有するもののほか、第三者で組織）を設けます。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関（児童相談所、子ども家庭支援センター、警察等）との連携を図ります。
- ④ 調査では、全校児童及び保護者に対し緊急アンケート等を行い、事実関係を正確に把握できるようにします。また、その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮します。
- ⑤ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を提供します。

7 家庭・地域との連携

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされています。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされ、いじめの防止等に関する家庭の役割は極めて重要です。

(2) 地域の役割

子供が安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子供を見守ることも重要です。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や清瀬市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うようお願いいたします。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

- ① P T Aの各種会議や保護者会・家庭訪問等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学年・学級・保健通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進します。
- ② 日頃から、電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして保護者からの相談を受けたり情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対する理解・協力を得るようにします。【8 資料(2) 家庭におけるチェックリスト 参照】
- ③ 学校だより「清瀬の風」や学年だより、学級だよりを通して、学校としての取組状況を周知し、ご理解・ご協力をいただくよう努めます。

8 資料

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法より)

主ないじめの態様

○仲間はずれ、集団による無視をされる

○軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

○ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

○金品をたかられる

○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする

○パソコンや携帯電話等で、本人の許可なく個人情報等を載せられたり、誹謗中傷や嫌なことをされたりする等

(2) 家庭におけるチェックリスト

家庭におけるチェックリスト

() 月 () 日

	学校へ行きたがらない。
	「転校したい。」「学校(部活)をやめたい。」と言い出す。
	イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
	衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
	お風呂に入るのをいやがったり、裸になるのをいやがる。
	学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
	教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり、破られたりしている。
	食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
	寝付きが悪かったり、眠れなかったりする日が続く。
	部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
	家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
	親しい友達が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
	言葉遣いが荒くなり、親や兄弟姉妹、祖父母に反抗したり、八つ当たりをする。
	外に出たがらない。
	学校の様子を聞いても話したくない。
	不審な電話やいやがらせの手紙や紙切れなどがある。
	親の学校への出入りをいやがる。
	友達のことを聞かれると怒りっぽくなる。

※少しでも気になることがあれば、担任、養護教諭、管理職等にお知らせください。